

令和6年度 奨学金案内（在学募集・緊急募集）
奨学金を希望するみなさんへ

高校・高専・専修学校高等課程
公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

目 次

- 1 募集の種類
 - 2 申込資格
 - 3 申込書類及び申込方法
 - 4 収入基準
 - 5 貸与月額
 - 6 貸与期間
 - 7 併願・併給
 - 8 手続きの流れ（予定）
 - 9 返還
 - 10 貸与願書の記入例
 - 11 奨学金申請に係るQ&A
- 【別紙】 貸与願書チェックリスト
- 【別紙】 福岡県教育文化奨学財団奨学金事業の変遷

○ 各種様式

- ・奨学金等辞退届（様式11号）
- ・奨学金出願辞退届（様式20号）
- ・就職等申立書（様式21号）
- ・給与等支給（見込）証明書（様式22号）
- ・退職証明書（様式23号）
- ・緊急募集に係る経費等内訳書（様式24号）

当財団では、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難である高校生等に対して、奨学金の貸与事業を行っています。
一方、貸与ですから高校等を卒業後は返還が始まります。
この返還金が次の世代の奨学金となります。

1 募集の種類

(1) 在学募集

高等学校等に在学中の4月上旬から学校が決めた提出期限までに申し込むことができます。

(2) 緊急募集

家計を支えている人が、失職等により家計が急変し奨学金の貸与を希望する場合には、随時申し込むことができます。

2 申込資格

(1) 在学募集（※予約募集の内定者は申込みできません。内定後辞退者は申込み可能です。）

次の3項目のすべてに該当する場合、申し込むことができます。

① 保護者が、福岡県内に生活の本拠を有していること。

② 申込み時に、下記の学校に在学していること。

高等学校(全日制、定時制、通信制)、中等教育学校後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程、高等学校専攻科、特別支援学校専攻科

- ・ 本人が他県の学校に在学の場合も申込み可能です。
- ・ 新入生だけでなく、前年度からの在校生・2年生以上も申込み可能です。
- ・ 専修学校高等課程は当財団より承認を受けている専修高等学校の高等課程が対象となります。
- ・ 海上技術学校、高等技術専門校等は対象外です。

③ 特に経済的理由により修学が困難であること。

申込者の同一生計全員の収入合計額(年額)が生活保護基準の2.4倍以下です。
(2ページの4 収入基準参照)

(2) 緊急募集

ア 上記(1)の①、②、③に該当し、かつ1年以内に家計が急変した方

「家計の急変」とは、家計を支えている方が、失職・破産・会社の倒産・病気・死亡または火災・風水害などにより家計が急変した場合をいいます。

イ 令和6年5月以降の入学者で、上記(1)①、②、③に該当する方

ただし、転入学の場合は保護者が県外から転居した場合に限ります。

※ 要件に該当するか分からない場合は、在学学校または当財団にお問い合わせください。

3 申込書類及び申込方法

下記の書類を在学学校の担当者に提出してください。

(所得証明書を含む添付書類は、受付後の返却はできませんので、予めご了承ください。)

(1) 在学募集

① 令和6年度奨学金貸与願書

② 市区町村が発行する所得証明書(申込み時に取得できる最新のもの)※源泉徴収票不可
同一生計で18歳以上(学生を除く)の全員分(年金収入だけの人も含む)が必要です。
無職や無収入の人も0円と記載された申告済みの所得証明書が必要です。
申込者本人が独立生計である場合は、申込者本人の所得証明書が必要です。

③ 願書の「特に配慮してほしい家族の事情」欄に記載している事情(離職等)、がある場合は、その事情を確認できる書類(10ページ参照)

(2) 緊急募集

上記(1)の①、②および家計急変の事情がわかる書類(10ページ参照)

4 収入基準(在学募集・緊急募集共通)

(1) 収入基準額(同一生計の人数により算定)

給与収入の世帯は控除前の給与支払金額を、給与収入以外の世帯(自営業等)は所得額を比較してください。

〈生活保護基準の2.4倍〉

世帯の人員	給与収入の世帯	給与収入以外の世帯
2人世帯	5,208,528円	3,726,400円
3人世帯	6,410,880円	4,686,400円
4人世帯	7,762,872円	5,886,585円
5人世帯	8,470,872円	6,523,785円
6人世帯	9,779,064円	7,829,064円

※この表は就労所得者が世帯に1人のみの場合の基準額を示しています。

(2) 加算額(同一生計の状況により加算)

次の場合は、当該加算額を上記基準額に加算し判断します。

① 2人目以降の就労所得者がいる場合 ----- 1人あたり 812,448円加算

就労所得者がいない場合 ----- 955,872円減額

② 母子(父子)家庭で18歳以下の子が

1人の場合 ----- 669,888円加算

2人の場合 ----- 722,880円加算

3人の場合 ----- 749,952円加算

③ 障がい者がいる世帯 ----- 1人あたり 773,280円加算

これらの加算額は、給与収入世帯の場合の金額です。給与収入以外の世帯については、おおむね70%の額を加算してください。

5 貸与月額(無利子)(在学募集・緊急募集共通)

申込時に選択していただきます。

下記の月額を3か月分まとめて年4回貸与します。

学校種別	通学区分	貸与月額選択区分		
		A	B	C
国・公立	自宅	18,000円	15,000円	10,000円
	自宅外	23,000円	20,000円	15,000円
私立	自宅	25,000円	15,000円	10,000円
	自宅外	30,000円	20,000円	15,000円

6 貸与期間

(1) 在学募集

令和6年4月から卒業するまでの正規の修学期間です。

(例) 全日制高校 --- 3年、定時制高校 --- 4年(3年)、通信制高校 --- 4年(3年)

高等専門学校 --- 5年

(2) 緊急募集

家計急変の事由発生月まで遡ることが可能ですが、令和6年4月が限度です。

また、卒業するまでの正規の修学期間で貸与可能です。

(3) 在学募集・緊急募集共通

貸与中に休学、退学する場合は、貸与の休止または停止を行います。

また、過去に当財団の貸与を受けた期間は、今回の貸与期間から除算されます。

7 併願・併給(在学募集・緊急募集共通)

- (1) 他の団体が実施する奨学金あるいは資金等を同時に申し込むこと(併願)については、差し支えありませんが、併給することはできません。(11ページ参照)
- (2) 高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金との併給はできます。
 - ※ 「高等学校等就学支援金」は、世帯収入が一定額未満の場合、支給を受けることができます。この支援金は、授業料に充てられ、公立高等学校等は実質無償、私立高等学校等は軽減が図られます。
 - ※ 「高校生等奨学給付金」は、低所得世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費(修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費等)への支援を行うために支給されます。
 - 詳しくは在学学校にお問合せください。

8 手続きの流れ(予定)

(1) 在学募集

- 4月 奨学金貸与願書等を在学学校へ提出してください。
(5月上旬：各学校で取りまとめ当財団へ提出)
(5月：当財団の審査)
- 6月 当財団の選考委員会において奨学生を選考します。
在学学校を通じて結果を通知します。
決定者には、借用証書(用紙)を配付します。
※ 申請基準を満たしたとしても選考は予算の範囲内で行いますので、応募者全員が採用されるとは限りません。
- 6月下旬 決定者は、借用証書、連帯保証人の印鑑登録証明書(本人が18歳以上の場合は本人の分も必要)、本人の住民票、本人名義の福岡銀行通帳の写しを在学学校に提出してください。
※ 決定者名義の福岡銀行口座をお持ちでない場合は、速やかに口座を開設してください。なお、口座開設には予約が必要です。
(7月上旬：各学校で取りまとめ当財団へ提出)
(7月：当財団チェック)
- 辞退者は、辞退届を提出してください。
- 7月31日 第1回(4月～6月分)の奨学金を貸与します。
奨学生本人の預金口座(福岡銀行)に入金します。
- 9月10日 第2回(7～9月分)貸与
- 12月10日 第3回(10～12月分)貸与
- 2月28日 第4回(1～3月分)貸与
- ※ 次年度以降は原則として、第1回：6月10日、第2回：9月10日、第3回：12月10日、第4回：3月1日が貸与日です。
※ 貸与予定日が土、日、祝日の場合は直前の平日に貸与します。

(2) 緊急募集

願書は随時受付をしていますが、選考は年4回次の期間に分けて選考します。

令和6年度の場合

	第1回	第2回	第3回	第4回
募集締切	7月31日	10月31日	1月31日	3月5日
選考結果通知	8月中旬	11月中旬	2月中旬	3月中旬
借用証書等提出	9月上旬	12月上旬	2月中旬	3月下旬
貸与日	9月30日 12月10日 2月28日	12月10日 2月28日	2月28日	3月31日

- ・ 締切日時時点で申請書類に不備不足があった場合は、次回の選考となります。
- ・ 第4回の3月5日を過ぎた場合は、次年度の在学募集に申込みください。

9 返還(在学募集・緊急募集共通)

(1) 返還義務

この奨学金は、奨学生本人が借りる奨学金です。

卒業後は必ず返還する義務があります。連帯保証人も返還義務があります。

この返還金は、直ちに後輩の奨学金として貸与する仕組みとなっております。多くの後輩に奨学金が貸付されるよう、一人ひとりが責任をもって、約束どおり返還期限までに返還してください。

(2) 返還方法

月賦払い(毎月)または半年賦払い(半年に一回)払いで、原則として口座振替により返還しなければなりません。

返還日は、月賦払いは毎月25日、半年賦払いは6月30日と12月15日です。

(銀行休業日の場合は翌営業日)

(3) 返還時期

卒業後(貸与終了後)6月経過後の6月または12月から返還開始になります。

3月に卒業した場合は、12月から返還開始となります。

(4) 返還期間

国公立学校は奨学金を借りていた期間の3倍、私立学校は4倍です。

貸与及び返還例① **公立高校、自宅通学で奨学金を毎月18,000円貸与の場合**

貸 与 18,000円×12月×3年＝648,000円

返還(毎月返還) 6,000円×108回(12月×3年×3倍)＝648,000円

※ 約9年間、毎月6,000円の返還が必要です。

貸与及び返還例② **私立高校、自宅通学で奨学金を毎月25,000円貸与の場合**

貸 与 25,000円×12月×3年＝900,000円

返還(毎月返還) 5,400円+6,300円×142回＝900,000円

(初回のみ)

※ 約12年間、毎月約6,300円の返還が必要です。

半年賦(半年に一回)払いの方は、一回当たりの支払い金額が上記の約6倍です。

(5) 返還猶予

大学等への進学あるいは傷病等により返還が困難となった場合には、届出により一定期間返還を猶予(先延ばし)することがあります。

(6) 返還免除

奨学生本人の死亡、障がい等により就労できなくなった場合には、本人または連帯保証人からの届出により返還を免除することがあります。

(7) 返還督促

返還期限までに返還されない場合は、本人や連帯保証人に対して、督促状の送付、当財団職員及び委託した債権回収会社による電話などにより督促します。

また、督促を専門に行う滞納債権督促員が、自宅や勤務先を訪問して督促します。

それらの督促によっても返還されない滞納者に対しては、裁判所に返還請求の申立てや債権回収会社への回収委託の実施や強制執行等の法的な手続を行います。

正当な理由がなく滞納となった場合は、返還すべき日の翌日から返還の日まで、年利3%の延滞利息が発生します。

10 貸与願書の記入例

貸与願書については、記入例を参考に生徒本人及び保護者が必要事項を漏れなく記入して在学担当者に提出してください。各項目の説明については次頁を参照ください。

- ※ 訂正がある場合は、2本線で修正の上、訂正印を押印してください。
また、修正液は使用しないでください。

令和6年度奨学金貸与願書

学校受付番号	} P 6 (1)

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

希望 種別	申し込み奨学金の種別の 口をチェックしてください。	☒ 在学募集 ☐ 緊急募集	申込資格等は奨学金案内 を参考にしてください。	} P 6 (2)

申込者（生徒本人自筆）	フリガナ	ハカタ ショウタロウ			生年月日	昭和 平成 20 年 7 月 7 日		} P 6 (3)	
	本人(生徒)氏名	博多 奨太郎							
	現住所	〒 812-0046 (電話番号 092 - 641 - 7326) 福岡県福岡市博多区吉塚本町13-50							
	在学学校名	福岡県立 東公園高等学 校	入学年度	平成 令和 6 年入学					
	課程名	全日制 定時制・通信制・専攻科・高等課程	学 年	令和6年度 1 年在学					
	卒業予定年月	令和 9 年 3 月卒業予定	残り修学年数 (貸与予定年数)	3 年					
	貸与月額選択	☒ 自宅 A ・ B ・ C ☐ 自宅外 A ・ B ・ C ☐ その他			※ 貸与月額が選択されていない場合、「自宅」区分の「A」を選択したものとします。				
保護者の住所	〒 812-0046 (電話番号 092 - 641 - 7326) 福岡県 福岡市博多区吉塚本町13-50							} P 7 (4)	
同一生計の家族状況	続柄	氏 名	年齢	同居 別居	備 考 学生は学校名及び学年を記入 令和6年3月卒業者はその旨記入	所得の種類 給与収入額 千円			その他所得額 千円
	本人	上記のとおり							
	父	博多 奨	50	同居		3,484			
	母	博多 悦子	48	同居		0			
	兄	博多 誠太郎	20	同居	奨学大学2年生	0			
	姉	博多 瑞穂	17	同居	東公園高校2年生	0			
合計					3,484				

- ※ 1 「奨学金を希望するみなさんへ」の記入例をよく読んで黒または青のボールペン記入してください。
2 年齢は令和6年4月1日現在で記入してください。
3 備考欄には、〇〇小(中・高・大・専門学校・予備校等)学校〇年生等就学状況を記入してください。
4 収入・所得の欄は、市町村発行の最新の所得証明書の金額を記入してください。

※ 世帯人員等集計(上記家族状況欄と一致すること。)

世 帯 人 員	母子(父子)家庭児童数	障 が い 者 数	就 労 者 数	} P 8 (5)
5	0	0	1	

- 1 母子(父子)家庭児童数は母子(父子)家庭の18歳以下の児童数(年齢は令和6年4月1日現在で判断)
2 障がい者数は、障害者手帳(療養手帳)をお持ちの方の人数(手帳(※有効期限もしくは次回判定日記載)の写し添付)
3 就労者数は、就労してある方の人数(年金収入のみの方を除く)

<奨学金貸与願書の記入要領>

※ 黒または青のボールペンを使って記入してください。消せるボールペン（フリクション）や時間の経過により字が消えるボールペンの使用は認められません。

- (1) 「学校受付番号」欄は、記入しません。各学校の奨学金事務担当者が記入します。
- (2) 「希望種別」欄は、(□在学募集・□緊急募集)の種別をチェックしてください。
- (3) 「申込者」欄は、申込者は奨学金の貸与を受ける“生徒本人”ですので、この欄は、生徒本人が、必ず全て記入してください。

※ 生徒本人が「本人（生徒）氏名」、「生年月日」、「現住所」、「在学学校名」、「入学年度」、「課程名」、「（令和6年度の）学年」、「卒業予定年月」、「残り修学年数」、「貸与月額選択」、「保護者の住所」欄を記入してください。

「貸与月額選択」欄について

自宅から通学する方は、□自宅を✓してください。

自宅外から通学する方は、(□学生寮・□その他)の該当するいずれかを✓してください。

通学種別に応じて、希望する貸与月額(A・B・C)に○をつけてください。

学校種別	通学区分	貸与月額選択区分		
		A	B	C
国・公立	自宅	18,000円	15,000円	10,000円
	自宅外	23,000円	20,000円	15,000円
私立	自宅	25,000円	15,000円	10,000円
	自宅外	30,000円	20,000円	15,000円

※ 貸与額が多いものを選ぶと借入総額が多くなり、貸与終了(卒業等)後、返還する金額も多くなります。下の表のように国公立で9年間、私立で12年間、毎月または6か月ごと返還が必要です。

※ 選択にあたっては本人と保護者が返還についてよく相談して、希望する貸与月額を選択してください。

貸与月額と3年間の借入総額と返還額

学校種別	通学区分	貸与月額		借入総額	月賦払い	半年賦払い	返還年数
国・公立	自宅	A	18,000円	648,000円	6,000円	36,000円	9年間
		B	15,000円	540,000円	5,000円	30,000円	9年間
		C	10,000円	360,000円	約 3,400円	20,000円	9年間
	自宅外	A	23,000円	828,000円	約 7,700円	46,000円	9年間
		B	20,000円	720,000円	約 6,700円	40,000円	9年間
		C	15,000円	540,000円	5,000円	30,000円	9年間
私立	自宅	A	25,000円	900,000円	約 6,300円	約 38,000円	12年間
		B	15,000円	540,000円	約 3,800円	約 23,000円	12年間
		C	10,000円	360,000円	2,500円	15,000円	12年間
	自宅外	A	30,000円	1,080,000円	7,500円	45,000円	12年間
		B	20,000円	720,000円	5,000円	30,000円	12年間
		C	15,000円	540,000円	約 3,800円	約 23,000円	12年間

(4) 「同一生計の家族状況」欄

住民票上の同居別居にかかわらず、実態として生徒と生計を同じくしている方について記入してください。単身赴任や就学等のため一時的に別居していても、生計が同じであれば記入してください。

ア 「年齢」欄は、令和6年4月1日現在で記入してください。

イ 「同居別居」欄は、同居、別居を記入してください。

ウ 「備考」欄は、現在の状況を記入してください。

例1 現在小学校・中学校・高校・大学・専門学校・予備校等に在学中の場合

現在中学1年生 → 「〇〇中学校1年生」と記入

現在高校2年生 → 「〇〇高校2年生」と記入

例2 今年3月に高校、大学、専門学校等を卒業し就職した場合

「令和6年3月高校（大学、専門学校等）卒業」と記入してください。

なお、市区町村発行の所得証明書は不要ですが、就職した会社から1年間の収入見込額を就職等申立書（様式21号）に記入・証明してもらい提出してください。

例3 今年3月に高校、大学、専門学校等を卒業し無職の場合

「令和6年3月高校卒業（大学、専門学校等） 現在無職」と記入してください。なお、市区町村発行の所得証明書は不要です。

エ 「所得の種類」欄

この欄は、同一生計の家族の全員が給与所得のみである場合と、同一生計の家族の誰かが1人でも給与所得以外の所得がある場合で記入の仕方が異なります。

所得証明書（取得可能な最新のもの）の金額（千円未満切り捨て）を記入してください。

① 全員が給与収入のみの世帯

給与収入のみの世帯とは、賃金・報酬・賞与などを受取り、それにより生活している世帯のことです。

給与収入のみの世帯の場合、所得証明書の収入金額を「給与収入額」欄に記入してください。

（例）給与収入のみの場合

令和5年度市県民税所得（課税）額証明書	
氏 名	〇〇 〇〇
住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
令和4年分 合計所得金額	円 ¥2,358,800
給 与	¥2,358,800
~~~~~	
給 与 収 入	¥3,484,214

貸与願書

備 考 学生は学校名及び学年を記入 令和6年3月卒業者はその旨記入	所得の種類	
	給与収入額 千円	その他所得額 千円
	3,484	
	0	
奨学大学2年生	0	
東公園高校2年生	0	



② 給与収入以外の所得がある世帯

給与収入以外の所得がある世帯とは家族の誰か1人でも給与所得以外の所得（営業所得、農業所得、雑所得等）がある世帯のことです。

給与収入以外の所得がある世帯の場合、所得証明書の各所得の合計額を「その他の所得額」欄に記入してください。

（例1）営業等所得のみの場合

令和5年度市県民税所得（課税）額証明書	
氏 名	〇〇 〇〇
住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
令和4年分 合計所得金額	円 ¥1,729,988
営 業 等	¥1,729,988

貸与願書

備 考 学生は学校名及び学年を記入 令和6年3月卒業者はその旨記入	所得の種類	
	給与収入額 千円	その他の所得額 千円
		1,729
奨学大学2年生		
東公園高校2年生		

（例2）複数の種類の所得がある場合

令和5年度市県民税所得（課税）額証明書	
氏 名	〇〇 〇〇
住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
令和4年分 合計所得金額	円 ¥820,864
給 与	0
農 業	30,000
雑 業	790,864
給 与 収 入	¥40,000
年 金 収 入	¥2,190,864

貸与願書

備 考 学生は学校名及び学年を記入 令和6年3月卒業者はその旨記入	所得の種類	
	給与収入額 千円	その他の所得額 千円
		820
奨学大学2年生		
東公園高校2年生		

複数の種類の所得がある場合も、所得証明書の各所得の合計額を「その他の所得額」欄に記入してください。例2の場合、「給与所得」、「農業所得」及び「雑所得」の合計額を記入してください。

○以下のどちらかになります。

- ・ 同一生計の家族全員が給与所得のみの場合  
→ 所得証明書の給与収入額を家族毎に記入し、その後家族全員分を合計
- ・ 同一生計の家族の誰か1人でも給与所得以外の所得がある場合  
→ 所得証明書の合計所得金額を家族毎に記入し、その後家族全員分を合計

(5) 「世帯人員等集計」欄

「世帯人員」欄は、本人を含め同一生計の家族の状況に記入した方の人数を記入してください。

「母子(父子)家庭児童数」欄は、母子(父子)家庭で18歳以下(令和6年4月1日現在)の人数を記入してください。

「障がい者数」欄は、障害者手帳をもしくは療育手帳をお持ちの方の人数を記入してください。手帳の写し(有効期限もしくは次回判定日記載)を提出してください。

「就労者数」欄は、就労している方(年金収入のみの方を除く)の人数を記入してください。

## 貸与願書 裏面

### ○特に配慮してほしい家族の事情

- 最新の所得証明書に比して、収入の減少等、特に配慮して欲しい家族の事情がある場合は、必ず所得証明書の他に事実の確認ができる書類を添付してください。

### 「特に配慮してほしい家族の事情」及び「添付書類」の具体例

- 収入が減少した場合 → 対象者の給与等支給(見込)証明書(様式22号)
- 退職して現在無職 → 対象者の離職票(写)、雇用保険受給資格者証(写)、退職証明書(様式23号)のうちいずれか1つを添付のうえ、願書(表面)備考欄に「現在無職」と記入
- 退職して現在有職 → 対象者の就職等申立書(様式21号)を添付

※ 添付書類がない場合は、提出されている書類で選考を行いますのでご注意ください。

P10  
(6)

緊急募集の場合は記入してください。(在学募集の場合は記入の必要はありません。)

家計急変の事由 (該当する項目を○ で囲むこと、複数 選択可)	ア	家計支持者の離職	キ	事故・病気(6月以上)による支出増又は収入減
	イ	家計支持者の死亡	ク	会社倒産・経営不振による著しい収入減
	ウ	家計支持者の離別	ケ	自然災害により著しく支出増又は収入減
	エ	家計支持者の破産	コ	他県奨学生が保護者の転居により貸与停止
	オ	災害救助法適用者	サ	その他収入激減等
	カ	年度中途入学		
※ 緊急募集に申込みれる場合は、家計急変の事由及び諸証明書類の添付が必要です。				
事由の生じた年月	令和	年	月	(年度中途入学は入学年月)
希望する貸与始期	令和	年	月	(事由発生月までさかのぼり可能。ただし令和6年4月が限度)

P10  
(7)

以上のとおり記載事項に相違ありません。貴財団の奨学生として採用されるようお願いいたします。

なお、採用されたときは、奨学生としての自覚を持ち勉学に励むとともに、貴財団の貸与規程を遵守し、奨学金の返還等に誠実に義務を履行します。

令和 6 年 ○ 月 ○ 日

生 徒 氏 名 博多 奨太郎

連帯保証人名(親権者又は後見人) 博多 奨

( 続柄 ) 父

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

※ 生徒と連帯保証人はそれぞれ自筆で署名してください。

※ 所得証明書を含む添付書類は、受付後の返却はできませんので、あらかじめご了承ください。

P10  
(8)

## 奨 学 生 推 薦 調 書

特に配慮すべき事情がある場合は記入してください。

上記生徒を貴財団の奨学生として適宜と認め推薦します。

令和 年 月 日

学校長

職印  
又は署名

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

※ 学校長の推薦(職印又は学校長の署名)のない願書は受付できません。

※ 訂正がある場合は、2本線で修正の上、訂正印を押印してください。  
修正液は使用しないでください。

# 学校記入欄

(6) 「特に配慮してほしい家族の事情」欄

所得証明書からは分からない家計の急変等事情(転職、失業、経営不振による賃金カット等)がある場合は、その対象者の事情のわかる書類を添付してください。添付書類がない場合は、既に提出されている書類をもって選考を行います。

添付書類の例

収入が減少した	給与等支給(見込)証明書(様式22号)
退職して現在無職	離職票(写)、雇用保険受給資格者証(写)、退職証明書(様式23号)のうち、いずれか1つを添付のうえ、願書(表面)備考欄に「現在無職」と記入
退職して現在有職	就職等申立書(様式21号)を添付

(7) 緊急募集で申込む場合は必ず記入してください。

ア 「家計急変の事由」 → 該当する事由を○で囲んでください。(複数選択可)

イ 「事由の生じた年月」 → 事由の生じた年月を記入してください。

(ただし、事由発生日を証明する書類が必要です。)

ウ 希望する貸与始期 → 貸与を開始する希望月を記入してください。

※ 事由発生日まで遡ることが可能ですが、令和6年4月が限度です。

緊急募集の添付書類の例

事情(事由)	必要な書類	提出書類の具体例
退職(離職を含む)	退職を証明する書類	・退職証明書(様式23号)     ・離職票(写)     ・雇用保険受給資格者証(写)
就職	就職後1年間の収入額を証明する書類	・就職等申立書(様式21号)     ・給与等支給(見込)証明書(様式22号)
収入減	収入が減額したことを証明する書類	・給与等支給(見込)証明書(様式22号)
両親の離別	両親の離別を証明する書類	・戸籍謄(抄)本
家計支持者の破産	破産を確認できる書類	・免責決定通知書
家計支持者の死亡	死亡を確認できる書類	・戸籍謄(抄)本
他都道府県奨学生が保護者の転居により貸与停止	その事実を証明する書類	・他都道府県の貸与証明書(ただし、都道府県が関与した制度に限ります。)
年度中途入学者	その事実を証明する書類	・入学証明書(任意様式)
長期療養(6月以上) 罹災	その事実を証明する書類	・緊急募集に係る経費等内訳書(様式24号)     ・領収書(写)や罹災証明書(写)等、その事実がわかるもの
その他の事由	その他事実を証明する書類	事由により異なる

(8) 「生徒氏名、連帯保証人名(親権者又は後見人)」署名欄

日付は願書の学校提出日を記入してください。

生徒欄は生徒本人が自筆で署名し、連帯保証人欄は連帯保証人になる方が自筆で署名してください。

申請日現在、生徒本人が成年(18歳以上)である場合、連帯保証人は父母に限られません。

## 11 【奨学金申請に係るQ & A】

当財団の奨学金の申込みの際して、今までの質問が多かった項目について、Q & A形式にまとめてみましたので参考にしてください。

### I 併願併給について

Q 1 他の奨学金制度との併願、併給はできますか？

A 1 他の団体が実施する奨学金あるいは資金等を同時に申し込むこと(併願)については、差し支えありませんが、併給することはできません。併給できないものは、次のとおりです。

①貸与(給付)金額にかかわらず、併給ができないもの

- ・ 母子父子寡婦福祉資金
- ・ 定時制課程及び通信制課程修学奨励金
- ・ 特別支援教育就学奨励費支弁区分Ⅰ
- ・ 福岡市教育振興会奨学金及び北九州市奨学金

②貸与(給付)金額が同程度の場合に併給ができないもの

- ・ 都道府県、市町村及びこれらが所管する公益法人等が実施する同様の奨学金あるいは資金等
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 ・ 生活福祉資金 ・ 交通遺児育英会奨学金
- ・ あしなが奨学金 ・ その他の奨学金(各学校独自の奨学金制度を含む)

※ 「貸与金額が同程度」とは、当財団で選択している月額にかかわらず、下表の学校種別・通学種別に応じた月額以上の場合です。

学校種別	通学種別	貸与額	学校種別	通学種別	貸与額
国・公立	自 宅	18,000円	私 立	自 宅	25,000円
	自宅外	23,000円		自宅外	30,000円

- ・ 市町村単独の特別事業等一時金的なものや、額が少額なものの併給は可能です。
- ・ 日本政策金融公庫の教育ローン、学校における授業料免除制度については、奨学金制度ではないので、制度の併用は可能です。
- ・ 奨学金の金額が年額である、算定の基礎が明確でない等判断に迷う場合は併用の可否を当財団までお問い合わせください。

※ 当財団の奨学金と、併願していた同程度の奨学金等について採用が決定した場合には、いずれか一方を辞退していただく必要があります。

なお、当財団の奨学金を辞退される場合は、別紙の「辞退届」(様式11号)を在学校経由で提出してください。

### II 保護者について

Q 2 保護者は必ず県内居住者でなければなりませんか？

A 2 保護者の生活の本拠地が福岡県内でなければなりません。単身赴任で家計支持者が一時的に県外で生活している場合は問題ありません。また、保護者が県内居住者であれば、生徒本人が県外の高校に通学していても差し支えありません。

Q 3 連帯保証人は必ず保護者(父母)でなければいけませんか？

A 3 親権者又は後見人でなければなりません。

ただし、申請日現在生徒本人が18歳以上である場合、連帯保証人は父母に限られません。

### Ⅲ 所得証明書について

Q 4 提出書類のうち、所得証明書は源泉徴収票をもって代えることは可能ですか？

A 4 不可です。給与収入の他に事業収入等があった場合に、源泉徴収票ではその内容の確認がとれないので、必ず市町村発行の所得証明書を提出してください。

Q 5 母親は専業主婦なので収入がありません。証明書は必要ですか？

A 5 必要です。市町村役場の課税担当課で申告を行い、税務担当課で所得証明書を発行してもらってください。収入がないことの証明が必要です。

Q 6 収入がない場合の証明書は、市町村発行の非課税証明書でも構いませんか？

A 6 不可です。原則として市町村発行の所得証明書が必要です。ただし、非課税証明書でも、収入額が0円との記載がある場合は差し支えありません。

Q 7 今年になって再就職（転職）をしました。所得証明書は前の会社の収入内容ですが、どうしたらよいのでしょうか？

A 7 現在の就労先から就職等申立書(様式21号)を発行してもらって提出してください。  
なお、この場合も市町村発行の所得証明書は提出の必要があります。  
また、退職して現在無職の場合や収入が減少した場合は、貸与願書の裏面の「特に配慮してほしい家庭の事情」欄を参考にしてください。  
退職して現在無職の場合は離職票(写)、雇用保険受給者資格者証(写)、退職証明書(様式23号)のいずれか1つを、収入が減少した場合は給与等支給(見込)証明書(様式22号)を提出してください。

Q 8 本年3月に高校を卒業した兄弟がいます。現在は無職ですが、所得証明書は必要でしょうか？

A 8 必要ありません。ただし、貸与願書の備考欄に「令和6年3月高校卒業(現在無職)」と記入してください。  
また、令和6年3月に高校を卒業した兄弟が、5月より就職して、生計を同じくしている場合には、貸与願書の備考欄に「令和6年3月高校卒業」と記載して、就職等申立書(様式21号)を提出してください。  
なお、この場合も、兄弟の所得証明書は必要ありません。  
※ 卒業した学校が、大学、専門学校、予備校等の場合も、上の例と同様に貸与願書の備考欄に記載してください。

Q 9 退職証明書等、事情により事業主の証明印がもらいにくいものもあるが、諸証明について事業主の証明印は必要でしょうか？

A 9 必要です。  
奨学金の申込みにあたっては、市町村発行の所得証明書を必ず提出していただきます。  
これは、その世帯の前年の収入状況を、公的機関の証明する書類をもって、特に事情が無い限り本年もほぼその収入状況が続くとみなして選考するためです。  
退職証明書や給与等支給(見込)証明書は、実際の収入状況が所得証明書の記載内容と異なるものであるとの申立てですから、事業主等第三者の証明が必要です。そのため、証明に当たっては、代表者の証明印(公印)が必要です。

#### Ⅳ 採用等について

Q10 申込では基準内の収入ですが、必ず奨学金の貸与を受けられますか？

A10 在学募集及び緊急募集の要件として特に経済的理由により修学が困難であることが条件であり、その「特に経済的理由により修学が困難であること」とは、申込者の同一生計全員の収入合計額が生活保護基準の2.4倍以下であります。この基準は採用の基準ではなく、あくまで申込みができるかどうかの基準です。

採用については、当年度の予算の範囲内で行いますので、生活保護基準の2.4倍以下を満たしている場合においても、申請者の方全員が採用されるとは限りません。ご了承ください。

Q11 高校にある寮に入る場合、自宅外の金額の貸与が受けられますか？

A11 どのような状態を自宅外と認めるかは個々の事情によりますが、在学校の方針として入寮が強制である場合や、交通手段の関係から自宅からの通学が困難で下宿している場合等であれば、自宅外のコストの貸与が受けられます。

「在学校の方針や交通による通学の困難ではなく、個人的な理由でアパートを借りている」、「単に高い金額の貸与を受けたいから」というだけでは、自宅外のコストの奨学金の貸与を受けることはできません。

Q12 専修学校高等課程や専攻科に進学した際、注意することはありますか？

A12 専修学校高等課程に進学した場合、在学募集や緊急募集に申込みできますが、既に当財団の奨学金を借りていれば、その借りた期間は今回の貸与期間から除算されます。

また、専攻科に進学した際、専攻科でも奨学金を希望される方は、新たに在学募集に申込みする必要があります。

#### Ⅴ 緊急募集について

Q13 緊急募集において、「家計の急変により申込者の同一生計の収入合計額が生活保護基準の2.4倍以下となった場合」の具体例を教えてください。

A13 (具体例)

世帯の家族構成 父、母、高校生1人、中学生1人(4人世帯)

この世帯の家計急変前の家計状況は次のとおり。

父の令和4年分の給与収入	4,835,000円(市町村発行の所得証明書)
母の令和4年分の給与収入	3,980,000円(市町村発行の所得証明書)
世帯の合計収入	8,815,000円→生活保護基準の2.4倍以上

父がリストラにより、  
会社を解雇された場合

父の今後1年間の収入見込	0円(退職証明書(様式23号))
母の令和4年分の給与収入	3,980,000円(市町村発行の所得証明書)
世帯の合計収入	3,980,000円→生活保護基準の2.4倍以下

Q14 父親が昨年12月にリストラに遭い、同一生計の収入合計額が生活保護基準の2.4倍以下となりました。このような場合は緊急募集と在学募集のどちらで申込んだ方がいいのでしょうか？

A14 在学募集においても、前年の所得証明書に比して著しく家計収入の減少があり、そのことが証明できる書類の提出があれば、その世帯の合計収入の考え方は緊急募集と変わりありません。選考にあたってはどちらで申込んででも有利・不利はありませんが、申請が期日までに間に合うのであれば、在学募集で申込むようにしてください。

Q15 10月に単位制の高等学校へ入学しました。奨学金を借りたいのですが、申込みはできますか。

A15 5月以降の中途入学者は、緊急募集に申込むことができます。  
しかし、年度中途入学者でも県内からの転入学者については、緊急募集の対象外となりますのでご注意ください。  
また、県外からの転入学者についても一家での転居ではなく、もともと保護者が福岡県内に生活の本拠を有している方で、生徒のみ県外の学校から転入してきた場合も、4月の在学募集に申請できるため緊急募集の対象外となります。  
なお、過去に当財団の貸与を受けた期間は今回の貸与期間から除算されますのでご注意ください。

## VI その他

Q16 奨学生として採用された後、事情があって休学することになりました。奨学金の貸与はどうなるのでしょうか？

A16 休学・退学については、届出により、事実の発生した月の翌月(月の初日から事実の発生したものは、その月)から貸与を停止又は休止します。  
なお、在学より長期欠席の連絡があった場合にも、在学と相談のうえ奨学金の貸与を一時休止することもあります。

Q17 奨学金貸与の願書を提出していたが、家計状況が好転したため、申込みを取り消しのですが、どのような手続きをとればよいのでしょうか？

A17 下記の書類を学校を通して当財団へ提出してください。  
採用決定前・・・出願辞退届(様式20号)  
採用決定後・・・辞退届(様式11号)  
なお、奨学金貸与中であっても、家計状況の好転により奨学金が必要でなくなった場合にも、すみやかに「辞退届(様式10号)」を提出してください。

Q18 貸与月額を変更することは可能ですか？

A18 貸与月額を変更するためには、年1回、決められた期間内(4月～5月中旬)に「奨学金貸与月額変更届(様式16号)」を提出してください。なお、年度中途からの月額変更は原則としてできませんのでご注意ください。

Q19 申請の際に使用した書類は返してもらうことができますか？

A19 所得証明書を含む添付書類は、受付後の返却はできません。

## 【別紙】貸与願書チェックリスト

※ 願書を提出する前にチェックリストの項目について再度確認してください。

	チェック項目	確認
1	消せるボールペンや時間の経過で字が消えるボールペン（フリクション）で記入していませんか。	<input type="checkbox"/>
2	「申込者」欄は、生徒本人が記入していますか。 「署名」欄は、生徒と連帯保証人（親権者又は後見人）がそれぞれ自署されていますか。	<input type="checkbox"/>
3	「貸与月額選択」欄は、自宅通学、自宅外通学により希望する月額のA・B・Cのどれかに○囲いが付いていますか。	<input type="checkbox"/>
4	18歳以上の方の全員の市町村発行の所得証明書は添付されていますか。 (ただし、学生を除きます。)      - 無職・無収入の方も、年金だけの方も市町村発行の所得証明書が必要    - 無職の配偶者等で、金額欄が「※※※」や「――」等の表示の所得証明書は不可。申告済みの所得証明書が必要    - 源泉徴収票は不可	<input type="checkbox"/>
5	学校に在学の場合は、「備考」欄に学校名、学年が記入されていますか。	<input type="checkbox"/>
6	令和6年3月卒業の家族は、4月以降の状況が「備考」欄に記入されていますか。     - 卒業後就職 → 「令和6年3月高校卒業」(例)と記入 就職等申立書(様式21号)を添付    - 卒業後無職 → 「令和6年3月高校卒業 現在無職」(例)と記入	<input type="checkbox"/>
7	「世帯人員等集計」欄の人数は、「同一生計の家族状況」欄の人数と一致していますか。  また、障がい者の確認できる書類(障害者手帳または療育手帳の写し)は添付されていますか。 <u>※有効期限記載のもの</u>	<input type="checkbox"/>
8	「特に配慮してほしい家族の事情」がある場合、事情を確認できる書類が添付されていますか。     - 収入が減少した → 給与等支給(見込)証明書(様式22号)    - 退職して現在無職 → 退職証明書(様式23号)等を添付 「備考」欄に「現在無職」と記入    - 退職して現在有職 → 就職等申立書(様式21号)	<input type="checkbox"/>



## 【福岡県教育文化奨学財団奨学金事業の変遷】

- 昭和47年 県政百周年記念行事の一環として財団法人福岡県奨学会を設立した。社会に有為な人材を育成することを目的として、高校奨学金・大学奨学金の貸与事業を開始した。
- 平成14年 国が新設した高等学校等奨学事業費補助金※1を活用し、高校奨学金の規模を大幅に拡大した。  
併せて、低所得世帯の学習機会の均等を目的とした入学支度金制度を県単独事業で新設した。  
また、保証人を1名とするなど、内容面も充実した。
- 平成16年 平成16年3月31日で日本育英会が廃止され、高校奨学金・専修学校高等課程奨学金が地方に移管されることとなった。  
4月1日、県教育委員会所管の公益法人と統合合併し、財団名を福岡県奨学会から福岡県教育文化奨学財団に変更した。
- 平成17年 4月入学生から、日本育英会高校等奨学金と従来の高校奨学金を一本化し新たな奨学事業を開始した。実施にあたっては、これまでの当財団の実施してきた奨学事業の趣旨や果たしてきた役割を考慮し、学力要件を設けない高校奨学金制度とした。
- 平成25年 平成25年4月1日より、名称を「財団法人福岡県教育文化奨学財団」から「公益財団法人福岡県教育文化奨学財団」に変更した。

### ※1 高等学校等奨学事業費補助金

国の同和対策事業を支えた地対財特法の失効（平成14年3月末）に伴い、地域改善対策奨学資金が廃止されたことから一般対策として新設された国庫補助事業。

対象を同和地区出身者から低所得者世帯の全高校生に拡大し、自立のための教育の機会均等と人材育成を目的とした地域改善対策奨学資金の趣旨を生かし、成績による審査を課さない制度であることが特徴。

〒812-0046  
福岡市博多区吉塚本町13-50  
公益財団法人福岡県教育文化奨学財団  
福岡県吉塚合同庁舎5階  
電話 092-641-7326  
FAX 092-641-7530

令和6年度 奨学金案内(在学募集、緊急募集)

## 各種様式

高校・高専・専修学校高等課程

- 様式11号 奨学金等辞退届
- 様式20号 奨学金出願辞退届
- 様式21号 就職等申立書
- 様式22号 給与等支給（見込）証明書
- 様式23号 退職証明書
- 様式24号 緊急募集に係る経費等内訳書

## 奨学金等辞退届

令和 年 月 日

奨学生番号 第 号

学校名 .....

氏 名 .....

私は次のとおり奨学金等を辞退します。

1. 辞退事由 .....

2. 該当項目を○で囲んでください。

◎ 奨学金のみ辞退

◎ 支度金のみ辞退

◎ 奨学金、支度金ともに辞退

奨 学 生 本 人 〒 .....

住所： .....

電話：（ ） —

氏名： .....

保 護 者 〒 .....

住所： .....

電話：（ ） —

氏名： .....

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

上記のとおり辞退届ができましたので報告します。

令和 年 月 日

学 校 名

校長氏名

職印

(様式20号)

## 奨学金出願辞退届

令和 年 月 日

この度、令和6年度奨学金貸与願書を提出しましたが、下記の理由により出願を辞退しますのでお届けします。

### 記

- 1 該当する種別を○で囲んでください。  
在学募集 ・ 緊急募集

- 2 辞退理由

-----  
-----  
-----

〒 -----

本人住所 -----

電話番号 ( ) -----

本人氏名 -----

〒 -----

保護者住所 -----

電話番号 ( ) -----

保護者氏名 -----

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 理事長 殿

上記のとおり辞退届の提出がありましたので報告します。

令和 年 月 日

学校名

校長氏名

職印

学校記入欄	
学校コード	
学校受付番号	

(様式21号)

## 就職等申立書

令和      年      月      日

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

氏名

この度、下記のとおり収入を得ることになりましたので申し立てます。

記

1 今後1年間の収入見込額      年額.....円

2 雇用開始年月日      令和      年      月      日

3 その他

上記のとおり証明する。

事業所名.....

事業主名.....



社印または代表者印

## 給与等支給（見込）証明書

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

給与の支給を受けた方

氏名 .....

上記の者に対する令和 年 月以降1年間の給与等の支払(見込を含む)は、下記のとおりです。

雇用年月日 令和 年 月 日

支給月	支給額	支給月	支給額
令和 年 月		令和 年 月	
令和 年 月		令和 年 月	
令和 年 月		令和 年 月	
令和 年 月		令和 年 月	
令和 年 月		令和 年 月	
令和 年 月		令和 年 月	
令和 年 月		合 計	

(注) 通勤手当を除く税込みの支給額(賞与等の諸手当を含む)を記入してください。

上記のとおり証明する。

令和 年 月 日

給与の支払者

事業所名 .....

事業主名 .....



社印または代表社印

## 退職証明書

氏名

.....

上記の者は、令和      年      月      日付けで当社を退職したことを  
証明します。

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

令和      年      月      日

給与の支払者

事業所名 .....

事業主名 .....



社印または代表社印

(様式24号)

## 緊急募集に係る経費等内訳書

令和 年 月 日

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

学校名 .....

生徒氏名 .....

連帯保証人(親権者または後見人) .....

令和 年 月から長期療養・被災しています。経費等は次のとおりです。

(単位:円)

年・月					月 計
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
領収書計					
年間推算額					

(注1)病気による長期療養の場合は、病院・医師の「領収書(6ヶ月以上)等」を添付して、年間所要額を推算してください。

(注2)災害等については、罹災証明書、被害届等を添付し、被害総額を推算してください。

(注3)所要額、被害額共に、保険金や損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる分や、第三者への賠償に係る経費は含まないこと。